

第2回 鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直し（利用区分等、指定管理者制度導入）に係る説明会について（1月15日 2回目開催分）

- 1 日時：令和4年1月15日（土）午後6時30分～午後7時30分
- 2 場所：鎌倉生涯学習センター ホール
- 3 出席者：教育文化財部部長、教育文化財部次長、生涯学習センター職員6名、参加者47人
- 4 質疑概要

発言者：◇ 市：◆

1. 利用区分について

- ◇ 11時30分から13時30分というのは非常に使いにくい時間ではないのかと思うが、中間の入替時間が15分にしてもスタートを12時からという形には検討できないか。
- ◆ 条例で議決をいただいたので、この時間で進めさせていただきたい。
- ◇ 利用区分で資料①の9時から11時、そして入替時間を含めて2時間15分使えるという意味なのか？それとも2時間で終わりにしなければいけないという意味なのか。
- ◆ 現行利用料を事前にお支払いいただいている場合は、15分前から入室していただいている。今回の利用区分の変更にあたって8時45分から入っていただき11時まで、入替時間の15分で片付けと2時間を担保していく。
- ◇ この区分を見ても何故これが使いやすい施設になるのか。
- ◆ 平成26年度末にも市民意識調査と同時調査を行っておりますが、その当時から利用区分について現行の3区分の見直しが必要ではないかということ。実際に利用している方の利用区分、令和3年6月のアンケートも2時間以内の方と3時間以上の方と大体半分くらいずつという結果、予約が取りづらい、使いづらいとの結果により、総合的に判断して3区分から5区分に変更した。
- ◇ ホールは3区分に対して音楽室は5区分で演奏会を実施するのにホールと音楽室両方を使うのだが、リンクしてないためとても使いづらいがこれも議会で承認されたということなのか。
- ◆ 承認された。

【意見・要望】

- ◇ 武道館を使用した時と同じような感じだと思った。武道館も2時間。2時間の間に掃除等を行い、入替して利用している。
- ◇ 明治公民館を週1回使用している。①9時11時、②11時13時の2時間単位貸し。入替時間なし。時間内で鍵の受け取り・返却だが問題はない。
- ◇ 1時間ずつのほうがスッキリとするのではないか。

2. 利用料金について

- ◇ 2コマ連続して取れるということに関しては、単純に2コマ分の料金を取られるということなのか。
- ◆ この料金表の2倍を掛けた料金をいただく形となる。

- ◇ 連続で取った場合に割引等はないのか。
- ◆ 割引等は今回想定していない。

- ◇ 入場料を徴収するものところに（会費）とあるが、この会費というのはどういったものを対象とするのか。例えば入場無料の発表会をやる場合に参加者から発表会に掛かる費用というものを徴収すると思うが、そういったものも会費に含まれるのかどうか。
- ◆ ホールの入場料の考え方は、現行と同様。基本的にコンサート等の入場にあたりチケットを有料で実施しているところと無料で実施している団体がいる。ここについての表記、考え方については今までと変更するものではない。

3. 指定管理制度導入

- ◇ 指定管理者制度導入を決めた理由についての説明がない。
- ◆ 指定管理者制度を導入することで、社会教育事業の質的な向上と量的な拡大が図られると思っている。

- ◇ 財政負担を抑制するという基本構想を策定していながら、むしろ民間に指定管理で移行すると経費が掛かるという、この説明は全く納得できない。
- ◆ 夜間に職員を配置してもらいたいというご意見、建物についても当然今までと同じように維持管理していかなければならないというより、むしろしっかりと充実させていきたいと考えている。

- ◇ 市は芸術館の先行事例を見て、本当に大丈夫なのか？指定管理にエントリーする事業者は出ないではないのか？
- ◆ 芸術館は、指定管理料の算出にあたってチケット収入で運営できるような組立てをしているが、学習センターについては収益が上がる建物ではないと認識している。

- ◇ 指定管理を公募するという段階になっているのにこのアンケートは遅すぎたのではないか。
- ◆ アンケートで仕様書にできる限り反映できるものについては反映していきたいと。実際に利用者の方々に指定管理者にしてもらいたいこと、気を付けてほしいこと、そういった要望を記入してもらい、仕様書を作成していく。

- ◇ 指定管理者制度導入について社会教育はどうするのか。
- ◆ 社会教育については指定管理者導入後も引き続き生涯学習課で担っていく。

- ◇ 指定管理になった時に使用料は指定管理者の収入とするということか。
- ◆ 使用料収入については指定管理者に移った際は指定管理者の収入になる。

- ◇ 建物は市の所有で、市の財産でそれを市民が使うことに対しての使用料が指定管理者の収入になると、これは地方財政法とか地方自治法には違反しないのか？
- ◆ 地方自治法の第244条の2第8項に指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、利用料金については指定管理者の収入として収受させることができると規定されているため、法令上問題ないと認識している。

- ◇ 資料の指定管理者制度の一番最後に新たなノウハウ等の集積というところがあるが、具体的に、他の自治体ではどういうことをやっていて鎌倉の場合は例えばこういうことというような説明がないと分からない。
- ◆ 民間事業者は複数の自治体で公民館の管理運営を展開している。複数の自治体それぞれの利用状況、文化を踏まえて運営することができる。

- ◇ 指定管理者制度の説明にある表の職員体制というのは、学習センターは地域館も含めていくつかあるがどこの範囲の職員のことを言っているのか。
- ◆ 職員体制について、これは正規職員で非常勤の職員を除いた地区館も含めての職員となる。ハーフの職員（再任用の職員）は0.5人という形でのカウントしている。

【意見・要望】

- ◇ 指定管理制度には賛成だが、進め方に齟齬があったのは事実だと思う。

4. その他

【意見・要望】

- ◇ 利用区分や指定事業者導入に対するアンケートを再度やっていただきたい。